

平成31年度事業計画

1 概 要

事業団は、社会福祉法人制度改革で求められる公益性、非営利性を持つ法人として、地域社会における社会福祉の向上及び発展に貢献するとともに、阪神間6市1町地域のニーズに即したサービスを積極的に展開して存在意義を高めていくことを基本に、平成31年度の事業計画を策定する。特に平成31年度は以下の事項が大きく変わることとなるため、その点を充分に踏まえて取り組んでいくこととする。

まず、育成園移転改築整備工事については、平成31年9月下旬に完成予定で工事を進めており、整備工事の進行管理、移転後の職員体制、利用者の食事提供体制、医療体制の構築など、これまでの山口町を中心とした阪神福祉センターの拠点が分散化することへの対応やそれに伴う各拠点間での効率的な運営が求められている。

また、平成31年10月から消費税が10%に増税となることで、確実に支出は増加していく一方、報酬単価の増額等は期待できず、より一層の効率的な予算執行の徹底や工夫、収入増の取り組みが求められている。

次に、社会福祉法の改正に伴い、平成29年度から一定規模以上の社会福祉法人には順次会計監査人の設置が義務化されているが、本事業団は、平成31年度から会計監査人制度を導入し、外部の専門家による各拠点の会計処理や決算関係書類の監査を受けることにより、社会福祉法人としての公益性を担保し、ガバナンスの強化、財務規律の確立を図ることとする。

さらに、福祉人材等の確保、定着、育成については今後も最重点課題として推進していく必要があり、人件費や人材育成等経費はますます増大すると想定される。

以上を踏まえ、平成30年11月に改訂した「中期経営計画（第3訂）」に基づき、育成園・厚生院移転改築整備工事をはじめ老朽化した施設の大規模改修、また設備等の更新など利用者の生活環境の改善とともに、利用者サービスの向上に引き続き取り組んでいくものとする。また、その整備等の財源の確保のためにも、より一層、各種事業の見直し、改革の推進が求められていることを踏まえ、次の事業項目に沿って事業計画を策定する。

(1) 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

福祉サービス事業者として、事業団倫理綱領、職員行動規範の周知徹底や人権、接遇、虐待の防止に関する研修を重点的に実施し、利用者の人権、尊厳を常に尊重する組織風土を醸成する。また、福祉サービス第三者評価を継続的に受審し、施設運営や支援内容等の見直しを図るとともに、評価結果の公表など透明性のある事業展開を図る。さらに、利用者の重度化、高齢化に対応した介護技術の向上及び健康管理、医療的ケアの充実を図るとともに、強度行動障がいや認知症等を有する利用者に対し、専門的かつ質の高いチーム支援を推進する。

(2) 将来的展望に立った法人経営及び施設機能の確立

平成30年度に改訂した「中期経営計画（第3訂）」を基本とした中長期的な展望による事業展開を推進し、会計監査人の設置による事業運営の透明化やガバナンス・財務規律の強化に努め、自主的・自律的な法人経営を図るとともに、施設の老朽化対策を進めていく。また、育成園が宝塚市に移転することから、地域における相談支援機能等の充実、通所事業の実施、地域交流スペースを活用した地域交流の促進など、福祉施設が持つ専門性やマンパワー、設備等を活用し、より地域に密着した施設機能の充実に努めていく。

(3) 安定的経営の取り組み

入所稼働率や在宅福祉サービス件数の維持、向上を図るとともに、報酬改定の動向を踏まえて

適切な加算の取得に努め、具体的な数値目標の達成を目指す。障害者支援施設においては、強度行動障がい者に対する専門的支援を強化する体制を整え、重度障害者加算の維持を図る。また、特別養護老人ホームにおいては、認知症専門ケア加算の取得に向けた専門研修の受講を計画的に進める。さらに、効率的かつ効果的な予算の執行に努めるとともに、入札や見積もり合わせの徹底等、競争性のある執行に努め、将来的な施設整備や大規模改修に向けた積み立てなど、適切な経営管理のもと事業運営を推進する。

(4) 施設整備等の推進

育成園移転改築整備工事について、平成31年9月下旬の完成に向けて、関係自治体や施行業者との連携を図り、円滑な移転を推進する。また、「厚生院」の宝塚市への移転改築に向けた準備を進めるとともに、「白寿荘いぶき棟」の大規模改修に向けた実施設計を行う。その他の施設についても、利用者の生活環境の維持、改善を第一に施設の修繕、改修、設備更新を実施するため、設備修繕積立金の計画的な積み立てを行い、将来の施設整備に備えた財務基盤の強化を図る。

(5) 人材確保、育成への取り組み

求人情報サイト・求人広告への掲載、大学・専門学校等への訪問、就職イベントへの出展、施設見学・施設実習・インターンシップの受入れ、魅力発信チームによるリクルーター活動、採用パンフレットの活用など、あらゆる機会を通じて福祉の仕事と事業団の魅力を発信し、安定的な人材確保への取り組みを推進する。また「阪神福祉事業団人材育成計画」を基本として、新任職員、中堅職員、リーダー職員、主任、管理職の各キャリアパスの段階に応じた研修体系を構築することで、職員のキャリア形成への道筋を描き、職員の定着・育成に向けた取り組みを推進する。

(6) 地域における公益的な取り組み

他の供給主体では対応が困難なサービスや既存制度では対象とならない福祉ニーズに対応していくことが社会福祉法人としての使命と捉え、地域での公開講座の開催や地域の諸団体と連携した認知症高齢者のサポート事業の実施等、地域社会に対して施設の専門的機能や福祉に関する学習の場を提供し、福祉文化の発展、地域の福祉力の向上に繋げていく。

なお、平成31年度の各施設の主な実施事業は次のとおりである。

2 ななくさ学園（障害児入所施設併設障害者支援施設）

(1) 運営方針

障害児入所施設は、ネグレクトや虐待等により、社会的養護が必要な児童の受入れを行うセーフティネットとしての役割と、重度の障がい等により、18歳以上になっても入所を継続している年齢超過児（以下「年超児」という。）への対応が求められている。そのような状況の中で、学園は、児童の入所依頼の減少や年超児の増加により厳しい経営環境が続いていることから、学齢児及び年超児の福祉ニーズに対応するとともに、経営の安定化を図るため、平成30年4月に児者併設施設に移行した。

児者併設施設に移行後は、報酬単価の増や新規加算の取得等による収支改善を図り、将来の施設整備に向けた積極的な積み立てを計画的に行っていくとともに、児童の発達支援と成人利用者の日中活動の充実を図りながら、利用者それぞれの年齢層に添った専門的な支援の提供に取り組んでいく。また、自活訓練事業の実施による地域移行の推進とともに、障害児等療育支援事業による在宅障がい児とその家族等の療育支援を積極的に行っていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 知的障害児自活訓練事業の実施（継続）

学園退所後の就労及び地域で自立した生活を送るために必要な生活の知識・技術及び社会

性を習得するため、主に高等部3年生を対象に自活訓練棟での生活訓練等の支援を行う。

(イ) 障害児等療育支援事業の実施（継続）

地域の障がい児を対象に、各種療育プログラムによる障害児等療育支援事業を実施する。施設での外来療育や障がい児宅への訪問療育に加え、他事業所や学校等にも積極的に訪問して療育支援のノウハウ等を伝え、地域の障がい児療育の拠点となるべく事業展開を行う。

(ウ) 福祉サービス第三者評価受審後の支援内容等見直しの推進（継続）

平成29年度に受審した第三者評価の結果を基に、施設運営や支援内容の課題を改善し、施設の事業運営・サービスの質の向上を図るとともに、再受審に向けた整備を進めていく。

イ 将来的展望に立った法人経営及び施設機能の確立

児者併設施設移行後の施設運営の推進（継続）

児童の進路状況を見極めながら、入所定数の見直しを行い、児童35人、成人15人とする。その中で施設経営の安定化を図るとともに、児童の発達・自立支援と成人利用者の日中の療育等支援の充実を図り、児童・成人双方の年齢層に添った支援に取り組む。

ウ 人材確保、育成への取り組み

人材の確保・育成に向けての職場内研修プログラムの推進（拡充）

利用者支援をチーム全体で考え、先輩職員が後輩職員を育成するシステムとして、新任職員から中堅職員を対象に研修プログラムを策定し、映像等を活用したグループワークでの参加型研修を行う。ケース事例による具体的支援内容を検討し、療育的視点から行動障がいや発達障がい等への理解を深めるとともに、相談援助的視点から移行支援の実践方法等について学ぶことで、福祉専門職員としての技術や知識を習得し、実践による育成を目指す。

3 ななくさ厚生院（救護施設）

(1) 運営方針

就労・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難な人々の多くは社会的孤立の状態にあり、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、一層の自立の促進は社会的な課題となっている。厚生院は阪神間唯一の救護施設として、セーフティネット機能を強化し、利用者の地域移行の促進を図るとともに、施設を退所した利用者に対する通所事業等を通じた支援を行うなど、施設機能の充実を図る。また、将来移転改築を控えているため、一時入所事業も含めた入所稼働率の向上、保護施設居宅生活訓練事業等の継続実施により収入を確保し、省エネ・コスト意識を持って経費の削減に努め、計画的な積み立てを行っていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 利用者の自立に向けた生活支援の充実（継続）

平成30年度に再受審した第三者評価の結果を基に、施設運営や支援内容の見直し、改善を図る。また、多様化する新規利用者の受け入れ態勢の充実と地域移行訓練者に対する衛生管理、社会ルール等を習得するための支援方法の確立を図る。

(イ) 就労準備支援の充実（拡充）

利用者の地域移行に向けた取り組みとして、ハローワークのトライアル雇用制度を利用したパート就労や法人内他施設への業務補助の実習を実施するなかで、就労先、関係機関との連絡調整を行う機会が増加したことから、それらの対応に当たる職員の専門性の向上を図るために職場適応援助者を養成し、施設機能の充実を図る。

イ 安定的経営の取り組み

収入の確保と事業の達成確認（継続）

稼働率を確保するため行政の担当者や近隣病院関係者との継続的な連携強化を図る。また、加算取得要件や各事業の進捗状況について定期的に確認を行い、目標管理を徹底していく。

ウ 施設整備等の推進

移転改築に向けた計画の推進（継続）

移転改築の設計に向けた基本計画等、各種検討を実施していくとともに、兵庫県との補助協議に向けた事前準備を進めていく。

エ 人材確保、育成への取り組み

職員研修の充実（継続）

知的障がい、精神障がい、身体障がいとその重複者のみならず、近年は、DV被害者、触法者などの受け皿として、多様な生活課題を抱える利用者への対応や地域移行に向けた支援が求められている中で、継続的に職場全体で学識者のコーディネートを受けることにより、対人援助技術、ソーシャルワーク、チームアプローチの実践といった専門的支援技術の向上を目指す。

4 ななくさ育成園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

現在、老朽化した施設を宝塚市東洋町へ移転改築するべく、平成31年9月の工事完成、10月の引っ越しを目指して取り組んでいるところであるが、何より利用者が新しい環境に慣れ、安定した生活が送れるよう支援の確立を図っていく。

また、移転後の相談支援事業の充実、通所の生活介護サービス、緊急時等の短期入所の積極的な受け入れなど、育成園が地域の社会資源として認知されるよう事業展開を図り、今後の障害者支援施設に求められる地域生活を支える機能の充実を目指していく。

さらに、経営面においては、移転改築による事務管理経費の増大等、今まで以上に厳しい経営環境となることは否めないが、より効果的、効率的な執行に努め、安定的経営を維持する中で、利用者、地域、財務、人づくり、透明化の5つの視点を掲げ、事業運営を推進していく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

移転に伴う大きな環境変化を踏まえた利用者への安心・安全なサービスの提供（新規）

利用者の平均在籍年数は25年を超えており、環境変化が苦手な利用者も多い中、移転は利用者に多大な精神的な負担を強いることになる。そのため、新しい環境に慣れるための支援上の配慮を行うとともに、健康管理体制を整え、新たな暮らしへのスムーズな移行を目指す。

イ 安定的経営の取り組み

安定的経営管理の確立（継続）

平成31年10月の消費税率引き上げや移転後の収入体系を基に収支シミュレーションを行い、将来的な財政見通しの精査のもと安定的な経営管理に努める。

ウ 施設整備等の推進

(ア) 移転改築整備事業の完遂（継続）

移転改築について、兵庫県、阪神6市1町、設計・工事業者と連携し、工事の完成と備品納入、諸手続き等を進めるとともに、地元住民や福祉関係機関等との良好な関係構築に留意し、職員一丸となって円滑な移転を実現する。

(イ) 車両の購入（新規）

移転に伴い、利用者の通院や関係機関との事務連絡等、車両を使用する機会がこれまで以上に増加することとなるため、新たに車両（車いす対応車）1台を購入する。

エ 人材確保、育成への取り組み（継続）

地域社会における障がい者施設に対するよりポジティブなイメージ形成を目指し、障がい者支援の魅力・やりがいを広く発信し、法人と一体となって人材確保及びその育成につなげる。のために積極的な広報活動（チラシや冊子作成、ホームページへの掲載など）を行い、施設や支援の見える化を図るとともに、職員自らが伝える活動（学校訪問、研修会での発表など）を積極的に行う。

5 ななくさ白寿荘（特別養護老人ホーム）

(1) 運営方針

2025年問題をはじめとして、認知症高齢者の増加、虐待、災害弱者支援、孤立、孤独など、介護保険施設を取り巻く社会情勢は多様化し、求められる役割も複雑化している。こうした状況の下、福祉施設として地域福祉の中心的役割を果たしていくため、近隣地域との連携を強化し、地域の様々なニーズに対応できる体制づくりを推進していく。具体的には、制度改革等への迅速な対応（準備力）とそれに対する事業展開（実行力）、そして進行管理（シナリオ）、方向性の見直し（対応力）のサイクルを円滑に進め、地域の拠点施設として「良質なサービスの提供」と「安定的経営」に努めていく。

また、育成園・厚生院の順次移転に伴い、給食センター等の共通経費の負担率が増加するため、積立計画や施設経営に与える影響が最小限度となるよう、より効率的な事業運営が求められている。このように厳しい経営環境を迎える中で、利用者の安心・安全を確保しつつ、認知症高齢者への専門的支援の提供と利用者の生活環境改善について、重点的に取り組んでいく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 認知症利用者への専門的支援の推進（継続）

平成26年度から取り組みを開始した認知症の方との新しいコミュニケーション法であるバリデーション技法について、実務者資格であるバリデーションワーカー資格を取得した職員を年次的に各フロアへ配置し、専門家の指導のもと施設内研修による支援の充実・向上を図ることで、認知症利用者の専門的支援施設を目指していく。

(イ) 福祉サービス第三者評価の受審（継続）

1回目の受審結果後に改善した内容を再確認し、2回目の福祉サービス第三者評価を受審する。受審後は結果に基づき経営課題・改善点の再検討を行い、サービスの質の向上に努める。

イ 安定的経営の取り組み

安定的な稼働率の維持と加算取得の継続（継続）

育成園、厚生院の移転による経費の増加に対応していくため、安定的な稼働率の維持と加算取得、平均介護度の管理に努め、経営の安定化を図る。また、認知症専門ケア加算の取得に向けて引き続き計画的に認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）の受講を進める。さらに、平成32年度に予定する「いぶき棟」大規模改修工事の実施に向けて計画的な積み立てを行う。

ウ 施設整備等の推進

(ア) いぶき棟大規模改修工事に向けた具体的な検討（拡充）

現在の建物の躯体を維持した居室等の大規模改修工事となることから、有効的かつ効率的な生活スペースを確保するためのレイアウト等を検討し、実施設計に反映させていく。また、利用者定数を維持したまでの工事であり、工期が長期間に渡ることから、利用者の安心、

安全を最優先した支援を維持できるようにソフト面の検討を進めていく。

(イ) 支援システムのOA化の導入（新規）

支援日誌等のOA化を進めることで、利用者データを有効的かつ効率的に管理し、ケアマネジメントや健康管理などのサービスの向上を図る。

(ウ) つどい棟大型乾燥機の更新（新規）

つどい棟に設置している大型乾燥機について、経年劣化による故障が多発しているため更新を行う。

(エ) つどい棟事務所横の元喫煙スペースの有効活用（新規）

施設サービスの向上を図るため、事務所横の元喫煙スペースを相談室に転用する。

6 ななくさ新生園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

利用者の重度化・高齢化に対応した生活環境への改善を図ることを課題として、老朽化した設備の更新や大規模改修工事に向けて計画的に積み立てを行う。そのため、消費税の増税や将来の報酬改定に備えた効率的・効果的な施設運営を目指し、稼働率の向上や各種加算の維持による安定的な収入の確保に努める。また、福祉サービス第三者評価を再受審することで、前回明確となった課題に対する改善効果を確認するとともに、サービスの質の更なる向上に努める。さらに「障害者総合相談支援センターにしおみや」の北部窓口として、専門性を有する地域の中核的な機関としての役割を果たし、積極的に地域の福祉ニーズに応えていくことで新生園の存在価値を高め、地域から信頼される施設づくりを目指す。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 重度重複障がい者の健康管理と医療的ケアの充実（継続）

重度重複障がい者の健康管理及び必要な医療的支援について、利用者へのアセスメントの充実（内容、様式の検討）を図り、身体機能の状態や障がい特性を職員間で共有して支援の向上に努め、研修会等を中心に職員の知識・技術の向上を図る。また、理学療法士と連携した生活リハビリを通して介護スキルの習得を図り、重度・高齢化により増加するリスクへの対策を検討し、その予防に努める。

(イ) 相談支援事業の充実（継続）

委託相談部門では、西宮北部地域における相談支援のネットワークの構築を図り、相談機能の充実を目指す。指定特定相談、指定一般相談部門では、地域の状況を踏まえ、委託部門や行政等関係機関と連携を図り、新規計画を実施できるように整備を進めていく。

(ウ) 障害児等療育支援事業の充実（継続）

西宮市北部地域の療育支援事業のニーズを整理して個別療育、集団療育の内容を検討し、施設の日中活動部門と共同して実施することで、施設機能の専門性を地域へ提供し、地域の社会資源としての役割を果たしていく。また障害児等療育支援事業の一環として、障がいのある子どもの保護者を対象に、ペアレントトレーニングを継続実施し、様々なテーマで勉強会を行うことで、参加者の障がいに対する理解を深め、子どもとの関わり方についての知識・技術の向上を図る。

(エ) 福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえた取り組みの推進（継続）

1回目の受審結果後に改善した内容を再確認し、福祉サービス第三者評価を再受審する。

受審後は、その結果に基づき経営課題・改善点の再検討を行い、更なるサービスの質の向上に努める。

イ 安定的経営の取り組み

収入の確保と支出削減に向けた意識改革の取り組み（継続）

関係機関や相談支援事業と連携して地域のニーズを把握することで、施設入所及び短期入所の稼働率向上に努め、安定した収入の確保を目指す。また、水道光熱費など各支出科目のコストの見える化に取り組み、支出削減に向けた職員一人ひとりの意識改革を推進する。

ウ 施設整備等の推進

低床3モーターベッドの購入（新規）

利用者の重度・高齢化に伴う生活環境整備として、現在使用しているベッド2台（モーターなし）を低床3モーターベッドに更新する。

エ 人材確保、育成への取り組み

職員のスキルアップの推進（継続）

職員との面談や人事考課をもとに、職員一人ひとりのテーマ・課題を検討し、個別研修計画を整備する。また、年次的に強度行動障害支援者養成研修、相談支援従事者研修を受講することで職員のスキルアップを推進する。

7 ななくさ清光園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

清光園は地域の重要な社会資源として、利用する方の権利が守られ、安心して暮らせる住まいの場であることはもちろん、地域の福祉ニーズに対応し、地域生活のための拠点とセーフティネットの役割を担うため、短期入所事業や相談支援事業のさらなる充実に取り組んでいく。また、地域生活移行が推進される中で、生活の場やライフスタイルの選択において、利用者の意思を尊重し、利用者の望む生活が実現できるような支援やサービスの提供を推進していく。さらに、各種加算や稼働率の維持・向上における目標管理を徹底し、安定的な自立経営の推進を図る。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 音楽を通じた余暇活動の提供（継続）

音楽療法士による音楽活動を定期的に実施することで、余暇や活動場面の充実を図るとともに生活に潤いを与える一助とし、音楽を活用した個別支援等の充実を目指す。

(イ) 意思決定支援の充実（継続）

国の意思決定支援のガイドラインに基づき、利用者の意思決定支援のための合理的配慮や仕組みづくりを通じて、職員の知識・技術とサービスの向上を図る。

イ 施設整備等の推進

厨房機器等の更新（新規）

設置後15年が経過し、経年劣化による修繕が頻発している厨房機器（冷蔵庫・冷凍庫・コールドテーブル）及び業務用乾燥機の更新を行う。

8 阪神福祉センター診療所

(1) 運営方針

平成30年度の診療報酬改定は、全体で+0.55%の改定であったが、薬価は△1.65%の改定となり、平成31年10月には消費税率引き上げが予定されていることから、これまで以上に経営の安定化、効率化を推進していくとともに、育成園・厚生院が順次移転していくことを踏まえ、当該施設との円滑な通院体制の確立に向けた調整を続ける。また、利用者の健康管理、職員の健康管理（産業医活動）、地域住民及び近隣施設に対する医療活動を充実させ、地域に密着

した医療機関としての役割を果たしていく。

(2) 事業計画

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(イ) 育成園の移転を踏まえた医療サービスの向上と円滑な運営（継続）

医療サービスの向上を目的に、月1回サービス推進会議を実施し、サービスの改善を図るとともに、移転後の各施設の通院や健康診断が円滑に実施できるよう調整を行う。

(ロ) 医療サービスの充実（拡充）

学園、清光園の利用者に対し歯科衛生士が施設に訪問し、スケーリングを実施することで、利用者の口腔衛生の増進、健康管理の向上に役立てる。また、その他施設においても歯科医師の口腔機能の評価、管理計画を基に、週1回歯科衛生士が施設を訪問し、継続的な管理、指導を実施することで、利用者の口腔機能の維持・向上を図る。

イ 安定的経営の取り組み

(ア) 各種加算の積極的取得（拡充）

平成28年度から取得している後発医薬品使用体制加算について、継続取得する体制を整え、収入の確保に努める。また新薬については薬価差を吟味した効率的な薬剤の選定及び購入の推進を図る。さらに、歯科診療における各種加算として、口腔機能の低下が認められる患者に対し、口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行うことで加算を取得するとともに、歯科外来診療環境体制加算及び総合医療管理加算等を取得し、収入の確保に努める。

(イ) 育成園移転後の精神科初診料・再診料の取得（拡充）

育成園が宝塚市に移転することにより、精神科受診の際の初診料・再診料の請求が可能となるため、育成園と連携し、通院体制を整えていく。

9 給食センター

(1) 運営方針

利用者の重度・高齢化が進み、療養食（糖尿、高血圧、肝臓、膵臓等）や形態別食（各種刻み加工食）、咀嚼・嚥下困難食や胃瘻など、利用者の状態に応じた個別対応食の需要がさらに増加したことで栄養・調理業務の複雑化に繋がっている。このような状況下でも健全な食事提供を継続するために、育成園・厚生院の順次移転を踏まえた適切な人員配置、効率的調理が可能な調理機器の導入、調理技術・食品衛生に係る知識の向上等を推進し、安定的かつ効率的な運営体制の確立に努める。

また、利用者の栄養管理については、給食センターと施設、診療所との連携を密にすることで様々な症例に応じた対応を行っていく。さらに、利用者の地域移行・社会復帰の実習の場として、給食センター業務を活用した取り組みを継続しながら、障がい者雇用の受け入れにも積極的に取り組んでいく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

新育成園（厚生院）での食事提供体制及び給食センターでの食事提供体制の確立（新規）

平成31年度に宝塚市に移転改築する育成園の給食提供体制は直営により行うこととする。新育成園及び移転後の給食センターの栄養管理・給食提供については効率的な運営を推進することとし、給食提供が2拠点（西宮市山口町と宝塚市東洋町）に分かれることによる業務内容の整理、適切な人員配置、食品等納入業者の調整、新育成園での食事提供シミュレーションの実施等について、施設と連携して取り組んでいく。

イ 安定的経営の取り組み（継続）

施設報酬の削減、消費税の増税による物価上昇が見込まれる中、食事の質の低下を招くことなく食材料費及び各物品の効率的な購入並びにエネルギーコストの管理を徹底していく。

ウ 施設整備等の推進

給食設備等の更新（新規）

給食配送車のパワーゲートが経年劣化による錆や腐食が発生しているため、安全面に考慮し外装部品の交換修理を行う。また、設置後13年が経過し、動作不良が頻発する立体炊飯器の更新や、設置後30年以上が経過し、経年劣化が著しい回転釜を、操作性や放熱に優れるティルティングパンに更新する。

エ 人材確保、育成への取り組み（継続）

複雑化する食の個別支援に対応するため、栄養・調理の各種研修会へ参加し、調理技術や食品衛生に係る職員の専門性の向上を図る。

10 地域における公益的な取り組み

改正社会福祉法では、公益性、非営利性といった社会福祉法人の本旨に従い、他の事業主体では対応が困難なニーズに対応するため、地域における公益的な取り組みの実施に関する責務規定が設けられている。平成31年度は、法の主旨に沿った形での地域における公益的な取り組みとして、以下の内容を検討、実施する。

(1) 退所児童に対するアフターケアの実施（学園）

学園を卒園した利用者に対し、定期的な連絡や相談、調整等を行うことにより、安心して地域での生活や就労の継続ができるよう援助するとともに、相談支援事業所、生活する場所、家族、就労先等とのネットワークの構築を図っていく。

(2) 施設機能の発信と展開（厚生院）

地域住民に向けて施設が持っている専門的なノウハウを発信すべく、精神障がいを有する方が生活する施設として精神科病院等の専門家と連携し、ストレス、メンタルヘルス、睡眠等をテーマにしたセミナーの実施に向けて検討していく。

(3) 施設機能の提供（白寿荘）

地域住民の福祉の増進を目指し、西宮市社会福祉協議会や近隣自治会とも協働しながら西宮市北部地域での認知症カフェの開店や各種講座等の開催を進めてきた。認知症カフェについては、平成30年12月にオープンし、今後も関係機関と連携して円滑な運営に努めていく。認知症サポーター養成講座や認知症予防体操については、引き続き近隣自治会、住民団体を中心に定期的な開催など積極的な取り組みを行っていく。また、認知症高齢者に対する支援として、地域の専門職に向けたバリデーション基礎研修を公開講座として実施することで、施設の専門的機能を地域へ提供し、地域福祉の増進に取り組んでいく。

(4) 施設と連携した地域貢献（給食センター）

施設が開催する地域住民を対象としたイベント（料理教室等）に給食センターも参加し、高齢者や障がい者のための食事に特化した料理技術等を提供していく。

11 障がい者雇用の取り組み

事業団障がい者雇用推進委員会及びジョブコーチが中心となり、関係機関等と連携して、平成31年度の障がい者法定雇用率2.2%以上の障がい者雇用と職場定着の支援を推進していく。

1.2 福祉サービス事業目標

各施設の実施する福祉サービスに基づき、利用者ニーズ、経営の安定化の観点から、福祉サービス利用目標を設定し、その実現に向けた事業運営を行う。各施設の平成31年度事業目標は次のとおりである。

(1) 施設入所サービス

(単位：人)

施設	学園	厚生院	育成園	白寿荘	新生園	清光園	合計
定数	50	100	140	165	50	60	565
月平均利用者数	46.5	107	123	158	50.9	60.8	546.2
利用率	93%	107%	88%	96%	102%	101%	97%

※月平均利用者数は、入院、外泊等を除く請求人数。

※育成園については、移転改築後、定員140名から125名に変更。

(2) 在宅福祉サービス

ア 短期入所事業等

施設名	事業	年間延べ利用日数等
ななくさ学園	短期入所事業	730日
	日中一時支援事業	710人
	障害児等療育支援事業	1,000件
ななくさ厚生院	一時入所事業	150日
ななくさ育成園	短期入所事業	150日
	相談支援事業（特定相談支援事業）	100件
ななくさ白寿荘	短期入所事業	4,390日
	通所介護事業	2,310人
ななくさ新生園	短期入所事業	500日
	日中一時支援事業	50人
	障害児等療育支援事業	430件
	相談支援事業（特定相談支援事業）	370件
ななくさ清光園	短期入所事業	1,800日
	日中一時支援事業	470人
	相談支援事業（特定相談支援事業）	330件

イ その他の在宅福祉サービス

(ア) ななくさ厚生院 保護施設通所事業

- ①通所訓練 4ケース
- ②訪問指導 8ケース

(イ) ななくさ白寿荘 居宅介護支援事業 40ケース

以上